

安城市多世代住宅補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもから高齢者までの世代が安心していきいきと暮らし社会で活躍できることを目的に、多世代で居住するための住宅等の建築、リフォーム又は取得を行う場合に予算の範囲内において交付する安城市多世代住宅補助金（以下「多世代補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 一戸建て住宅、併用住宅（共同住宅及び長屋以外であって、住宅部分の床面積の割合が2分の1以上のものに限る。以下同じ。）、共同住宅及び長屋をいう。
- (2) 同居 次のア又はイのいずれかの形態をいう。
 - ア 一戸建て住宅及び併用住宅にあつては、同一棟に住むこと。
 - イ 共同住宅及び長屋にあつては、同一住戸に住むこと。
- (3) 隣居 次のアからウまでのいずれかの形態をいう。
 - ア 同一敷地内における別棟（両棟が一戸建て住宅又は併用住宅であることを要する。）に住むこと。
 - イ 敷地を接して別棟（両棟が一戸建て住宅又は併用住宅であることを要する。）に住むこと。
 - ウ 共同住宅及び長屋にあつては、同一階において隣接する住戸に住むこと。
- (4) 近居 同居及び隣居を除き、2キロメートル（各住宅等の敷地間の距離をいう。）以内に存する別棟又は別住戸に住むことをいう。
- (5) 居住 同居、隣居又は近居（当該同居、隣居又は近居を行う各場所が市内にあり、かつ、当該同居、隣居又は近居を行う者の住民票に住所として記載されていることを要する。）をいう。
- (6) 多世代 次のアからウまでのいずれかの組合せをいう。ただし、組合せは、多世代補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が同居に係るものにあつては次条第1項に規定する補助対象建物、隣居又は近居に係るものにあつては同項に規定する補助対象建物及び一つの別棟又は別住戸に

居住する者においてのみ構成するものとし、組合せを複数構成することができるときは、その全ての組合せを構成する者の集合をいう。

ア 小学校（義務教育学校にあっては第6学年）を修了する前の者及びその直系尊属（当該直系尊属の配偶者が直系尊属でない場合にあっては、当該配偶者及びその直系尊属は、当該小学校を修了する前の者の直系尊属とみなす。

）のうち親等の異なる2名の者の組合せ（当該小学校を修了する前の者が、当該親等の異なる2名の者のいずれかと同居するものに限る。）

イ 満75歳以上の者及びその直系卑属の組合せ

ウ 満75歳以上の者及びその直系卑属の配偶者の組合せ

(7) 建築 新築、増築又は改築をいう。

(8) リフォーム 多世代で同居するために行う間仕切りの位置の変更等を伴う工事をいう。

(9) 取得 購入し、所有することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅等（共同住宅及び長屋にあっては、住戸。以下「補助対象建物」という。）を建築し、リフォームし、又は取得し（一つの補助対象建物につき建築、リフォーム又は取得のうち2以上の行為を行う場合は、いずれか一つの行為のみを含むが、第5条第1項第4号ア又はイに該当する場合は、同号に定める住宅等の除却を、同号ウに該当する場合は、同号に定める住宅等の取得を含む。）、当該建築、リフォーム又は取得が完了した日から起算して6月以内に当該補助対象建物において多世代補助金の交付の申請をする者（以下「補助申請者」という。）が多世代で居住すること（同居、隣居又は近居のうち複数に該当するときは、いずれか一つの行為に限る。）とする。

(1) 補助申請者が住むものであること。

(2) 補助申請者の持分割合が2分の1以上であるものであること。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に基づき適正に建築されたものであること。

(4) 過去に交付を受けた多世代補助金に係るものではないこと。

2 補助申請者が多世代で隣居又は近居する場合にあっては、補助対象事業は、当該補助対象建物以外の住宅等（共同住宅及び長屋にあっては、住戸）に住む当該多世代を構成する者の当該補助対象建物以外の住宅等の持ち分割合が2分の1以

上であるものに限る。

- 3 補助申請者が多世代で近居する場合にあっては、補助対象事業は、補助申請者がその持分割合が2分の1以上になるよう取得（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する特約をした存続期間を50年以上とする定期借地権（その持分割合が2分の1以上になるものに限る。）の設定を受けた場合等市長が特に必要があると認めたものを含む。）した敷地に補助対象建物があるものに限る。
- 4 多世代が一戸建て住宅又は併用住宅で同居している場合であって、当該住宅と同一敷地内に存する別棟の居室を増築する場合には、当該別棟の居室を補助対象建物とし、隣居に係る補助対象事業としてこの要綱の規定を適用することができる。この場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1号	、共同住宅及び長屋	及び一戸建て住宅又は併用住宅と同一敷地内に存する別棟の居室
第2条第6号	同項に規定する補助対象建物及び一つの別棟又は別住戸	同項に規定する補助対象建物と同一敷地内にある一つの二戸建て住宅又は併用住宅
第3条第1項	次に	第2号から第4号までに
第3条第1項	当該補助対象建物	当該補助対象建物と同一敷地内にある一つの二戸建て住宅又は併用住宅
第7条第1項第4号	に安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して5年間住み続け	を安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して5年間居室の用に供し

（補助対象経費）

- 第4条 多世代補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち補助対象建物の建築、リフォーム又は取得に係る費用（次条第1項第4号ア又はイに該当する場合は、同号に定める住宅等の撤去、同号ウに該当する場合は、同号に定める住宅等の取得に係る費用を含む。）であって、

補助申請者が負担する費用（耐震に係るもの等市長が特別の理由があるとして認めた本市の他の補助金、助成金等については、受給しなかったものとみなし、補助申請者が負担する費用を算定する。）とする。ただし、次に掲げる費用は補助対象経費としない。

- (1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用
- (2) 本市の他の補助金、助成金等の対象経費として認められたものに係る費用（補助申請者以外の補助対象事業に係る多世代を構成する者が交付を受けたものを含む。ただし、耐震に係るもの等市長が特別の理由があるとして認めたものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

2 補助申請者が土木工事、土地区画整理事業その他の公共事業による移転に伴い補助対象建物を建築又は取得した場合において、補助申請者と補助対象建物において同居する者が公共事業施行者から移転に伴う補償を受けたときは、補助対象経費の額は、前項で算定した金額から当該補償相当額を差し引いた額とする。

（多世代補助金の額）

第5条 多世代補助金の額は、次の各号に掲げる支援金及び加算金の額をそれぞれ当該各号に定める場合に合計した額とする。ただし、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 同居支援金 補助対象建物が同居に係るものである場合
- (2) 隣居支援金 補助対象建物が隣居に係るものである場合
- (3) 近居支援金 補助対象建物が近居に係るものである場合
- (4) 耐震・空家加算金 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅等であって、市長が別に指定する耐震診断により耐震性のないことが確認できたものを補助対象建物の建築に伴い除却する場合

イ 1年以上使用されていない住宅等を補助対象建物の建築に伴い除却する場合

ウ 1年以上使用されていない住宅等を補助対象建物として取得し、又は建築若しくはリフォームを目的として取得する場合

- (5) マチナカ居住誘導区域加算金 第三次安城市都市計画マスタープランで定められたマチナカ居住誘導区域内において、補助対象建物を建築し、リフォーム

し、又は取得する場合

- 2 多世代補助金として前項第1号から第3号までに掲げる支援金のいずれかが含まれない場合は、同項第4号及び第5号の加算金は加算しない。
- 3 第1項各号に掲げる支援金及び加算金の額は、次の表の中欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、補助対象建物が共同住宅又は長屋の住戸である場合にあっては、同項第1号から第3号までに掲げる支援金の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額とする。

加算金の種類	補助対象事業の区分	金額
同居支援金	建築又は取得	70万円
	リフォーム	35万円
隣居支援金	建築又は取得	35万円
近居支援金	建築又は取得	20万円
耐震・空家加算金	建築、リフォーム又は取得	20万円
マチナカ居住誘導区域加算金	建築、リフォーム又は取得	10万円

(交付申請兼実績報告)

第6条 多世代補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業完了後、速やかに（補助対象建物の建築、リフォーム又は取得が完了した日から起算して6月を超えてはならない。）、安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に次に掲げる書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、第2号及び第3号に掲げる書類について適当な同意を得て公簿等で確認できるときは、添付を省略させることができる。

- (1) 補助申請者が当該補助対象事業に係る多世代を構成する者であることが分かる戸籍謄本の写し
- (2) 多世代を構成する者全員の住民票の写し
- (3) 補助申請者の市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 補助対象建物の位置図
- (5) 補助対象事業完了後の補助対象建物の写真（リフォームを行った場合にあっては、当該リフォーム箇所の写真）
- (6) リフォームを行った場合にあっては、当該リフォーム箇所のリフォーム前の写真
- (7) 領収書及びその内訳が分かる書類

- (8) 補助対象建物の登記の全部事項証明書、配置図及び平面図
- (9) 補助対象建物につき建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づき交付された補助対象建物に係る検査済証
- (10) 補助申請者が多世代で近居する場合にあつては、補助対象建物の敷地の登記事項証明書
- (11) 補助申請者が多世代で隣居又は近居する場合にあつては、当該隣居又は近居に係る補助対象建物以外の住宅等（共同住宅及び長屋にあつては、住戸）の登記の全部事項証明書及び位置図
- (12) 第5条第1項第4号アに該当する場合において、同号に掲げる加算金の額を多世代補助金の額に加算する場合にあつては、除却する住宅等の耐震診断の結果が分かる書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して5年間、市長が当該多世代を構成する者を確認するために住民票の写し又はその写しの提出を求めたときは、これを提出しなければならない。ただし、市長が適当な同意を得て公簿等で確認できるときは、この限りでない。

3 市長は、補助対象事業完了後、安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書が提出される場合において、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、多世代補助金の交付をしないものとする。

- (1) 当該補助対象事業に係る多世代を構成しない場合
- (2) 市税を滞納している場合
- (3) 過去に多世代補助金の交付を受けたことがある場合
- (4) 当該多世代を構成する者のいずれか又は当該多世代を構成する者のいずれかと同世帯である者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、規則第10条第1項各号に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、多世代補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該多世代補助金に同居支援金が含まれる場合にあつては、安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して5年間補助申請者が多

世代で同居し続けない場合（当該多世代を構成する者が死亡した場合に、当該死亡した者が死亡しなかったとみなすことによりなお同居であるといえる場合を除く。）

（２）当該多世代補助金に隣居支援金が含まれる場合にあつては、安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して５年間補助申請者が多世代で隣居し続けない場合（当該多世代を構成する者が死亡した場合に、当該死亡した者が死亡しなかったとみなすことによりなお隣居であるといえる場合を除く。）

（３）当該多世代補助金に近居支援金が含まれる場合にあつては、安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して５年間補助申請者が多世代で近居し続けない場合（当該多世代を構成する者が死亡した場合に、当該死亡した者が死亡しなかったとみなすことによりなお近居であるといえる場合を除く。）

（４）補助申請者が当該多世代補助金に係る補助対象建物に安城市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して５年間住み続けない場合

２ 補助申請者は、前項各号に該当することとなったときは、市長にその旨を申し出なければならない。

３ 市長は、第１項の規定により多世代補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した多世代補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じなければならない。

附 則

１ この要綱は、令和元年７月１日から施行し、同日以後に着手する補助対象事業について適用する。

２ 市長は、令和３年度末を目途として安城市多世代住宅補助金交付事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直しの措置を講ずるものとする。